

平成28年8月3日

JFE扇島火力発電所更新計画に係る環境影響評価準備書に対する市長意見の公表を行いました。

標記事業に係る市長意見について神奈川県知事から照会があり、これを平成28年8月3日付けで提出するとともに、同日付けで公表しましたので、お知らせいたします。

1 事業者の名称及び住所

事業者の名称：JFEスチール株式会社

代表者の名称：代表取締役社長 柿木 厚司

主たる事務所の所在地：東京都千代田区内幸町二丁目2番3号

2 対象事業の名称、種類及び規模

名称：JFE扇島火力発電所更新計画

種類：既設汽力を廃止し、ガスタービン及び汽力（コンバインドサイクル発電）を新設

規模：出力19万キロワット

3 対象事業実施区域

川崎市川崎区扇島1番地1

4 市長意見の公表

平成28年8月3日（水）

5 事業者問合せ先

名称：JFEスチール株式会社

東日本製鉄所（京浜地区） 総務部総務室

住所：川崎市川崎区扇島1番地1

電話番号：044-322-1119

（川崎市環境局環境評価室 担当）

電話044-200-2156

ＪＦＥ扇島火力発電所更新計画 に係る環境影響評価準備書に対する市長意見 平成２８年８月 川崎市

川崎市長意見

「ＪＦＥ扇島火力発電所更新計画」の環境影響評価準備書に係る知事意見の作成に際して、当市が指摘する事項について配慮されるよう要望する。

1 全般的事項

本計画は、老朽化した発電所１号機の更新事業であり、運転開始後の大気汚染物質や温排水による環境負荷を抑制するとともに、冷却水の取放水設備や送電線などの既存設備を最大限に活用することにより、工事に伴う環境負荷をできるだけ抑える計画としている。

しかしながら、川崎市及びその周辺地域の大气環境は、未だに環境基準が達成されていない微小粒子状物質、光化学オキシダントなど、大气環境対策の総合的な取組の推進が必要な状況にある。また、発電所は、１号機の更新後においても、川崎市内の工場・事業場からの年間総排出量の一定割合を占める大気汚染物質を排出する計画となっている。

一方、温室効果ガス（二酸化炭素）についても、国において 2030 年度に 2013 年度比 26.0%減（2005 年度比 25.4%減）という中期目標や、長期的目標として 2050 年までに 80%の温室効果ガスの排出削減を目指すことを盛り込んだ地球温暖化対策計画が閣議決定されており、種々の対応が図られているところである。更に、川崎市においても、2020 年度までに 1990 年度における市域の温室効果ガス排出量の 25%以上に相当する量の削減を目指し、取組を推進しているところである。

本計画の実施にあたっては、これらの現状を踏まえ、発電所全体の適切な運転管理や設備管理の技術向上の取組を積極的かつ継続的に行うこと等により、大気汚染物質や温室効果ガスのより一層の排出削減に努めるとともに、緑化地整備における生物多様性の確保や工事中の安全対策についても十分に配慮する必要がある。

また、準備書縦覧終了後に示された準備書に係る補足資料の内容については、公表を行う等、地域住民の理解が得られるように努める必要がある。この際、排水処理及び燃料使用量が変更となった理由及び変更に伴う環境負荷の変化について、分かりやすく説明する必要がある。

2 個別事項

(1) 大気質

ア 発電所 1 号機更新後の発電所全体における窒素酸化物等のばい煙排出量は、更新前よりも減少するものの、全般的事項で述べた意見を踏まえ、以下の事項について検討し、その結果を環境影響評価書（以下「評価書」という。）に示す必要がある。

- ・新 1 号機ガスタービンの窒素酸化物排出濃度は 5 ppm と設計しているが、平常時において実際に排出する濃度レベルは、排煙脱硝装置等の性能を最大限活用して、5 ppm よりもできるだけ低レベルにすること。また、既設発電機 2・3 号機については引き続き、ばい煙の排出濃度を適切に管理し、現状以下の排出濃度レベルで運転すること。
- ・低 NO_x 燃焼器及び排煙脱硝装置の維持管理は、窒素酸化物排出濃度を適切に管理する上で必要不可欠であることから、具体的な維持管理方法を分かりやすく示すこと。この際、煙突入口におけるばい煙の自社測定に当たっては、アンモニアも測定項目に加えること。
- ・ガスタービンの燃焼温度や排煙脱硝装置の除去効率は窒素酸化物排出濃度と大きく関係することから、これらの情報を示すこと。

イ 大気質に係る予測条件の妥当性を明らかにするため、準備書及び準備書に係る補足資料に記載された「ばい煙に関する事項」及び大気質の予測条件とした「煙源の諸元」の数値を算出した際の各号機の負荷率の設定及び使用燃料構成等について評価書に記載し、分かりやすく説明する必要がある。また、使用燃料構成の違いによる、排ガス中の硫黄酸化物、窒素酸化物及びばいじんの濃度変化についても分かりやすく説明する必要がある。

(2) 温室効果ガス等

ア 将来、製鉄所全体の事業計画の変更等に伴い、発電所の運転条件が変更された際に、二酸化炭素排出量の予測値からの変化についても確認及び検証ができるように、「発電施設の二酸化炭素年間排出量及び発電電力量当たりの排出原単位」の予測に用いた計算式、排出原単位等を評価書に記載する必要がある。

イ 前述の全般的事項の意見を踏まえ、発電所全体の運転管理の適正化に当たっては、二酸化炭素の排出抑制として特に重要と考えられる運転管理の項目及び内容を示す等、供用後の排出抑制に向けた積極的な取組を示す必要がある。

ウ 国の長期的な目標を考慮し、二酸化炭素回収・貯留（CCS）をはじめとする将来の長期的な二酸化炭素排出削減対策について、所要の検討を行い、事業者として適切な範囲で必要な措置を講ずる必要がある。

参 考

○ 環境影響評価に関する手続経過

- 平成26年 9月5日 計画段階環境配慮書の受理
環境影響評価法に基づく計画段階環境配慮書の公告及び縦覧開始
事業者から市長意見に係る依頼
神奈川県知事から市長意見提出に係る照会
- 9月12日 市長意見作成のため市長から審議会宛て諮問
- 10月6日 環境影響評価法に基づく縦覧終了及び意見書の締切日
- 10月21日 審議会から市長宛て答申
- 10月22日 市長意見を神奈川県知事及び事業者宛て送付
- 平成27年 3月10日 川崎市長宛て環境影響評価方法書の送付
環境影響評価方法書公告
環境影響評価法に基づく縦覧開始
神奈川県環境影響評価条例に基づく縦覧開始
- 4月9日 環境影響評価法に基づく縦覧終了
- 4月23日 神奈川県環境影響評価条例に基づく縦覧終了
環境影響評価法に基づく意見書の締切日
- 5月20日 環境影響評価方法書についての意見の概要と事業者の見解の受理
- 5月22日 神奈川県知事から市長意見提出に係る照会
- 5月29日 市長意見作成のため市長から審議会宛て諮問
- 7月6日 審議会から市長宛て答申
- 7月9日 市長意見を神奈川県知事宛て提出
- 平成28年 2月12日 川崎市長宛て環境影響評価準備書の送付
環境影響評価準備書公告
環境影響評価法に基づく縦覧開始

- 神奈川県環境影響評価条例に基づく縦覧開始
- 3月14日 環境影響評価法に基づく縦覧終了
- 3月28日 神奈川県環境影響評価条例に基づく縦覧終了
環境影響評価法に基づく意見書の締切日
- 4月20日 環境影響評価準備書についての意見の概要と
事業者の見解の受理
- 4月22日 神奈川県知事から市長意見提出に係る照会
環境影響評価準備書についての意見の概要と
事業者の見解の公告、縦覧開始
法対象公聴会の開催の公告
- 5月23日 環境影響評価準備書についての意見の概要
と事業者の見解の縦覧終了
- 5月28日 法対象公述の申出の締切り
申出者 1名
法対象公聴会の傍聴の申込みの締切り
- 6月11日 法対象公聴会の開催
公述人 1名、傍聴人 7名
- 6月27日 市長意見作成のため市長から審議会宛て諮問
- 8月 1日 審議会から市長宛て答申
- 8月 3日 市長意見を神奈川県知事宛て提出

○ 川崎市環境影響評価審議会 の 審議経過

平成26年 9月12日 審議会（計画段階環境配慮書事業者説明及び
審議、現地視察）

10月20日 審議会（計画段階環境配慮書答申案審議）

平成27年 5月29日 審議会（環境影響評価方法書事業者説明及び
審議）

7月 3日 審議会（環境影響評価方法書答申案審議）

平成28年 6月27日 審議会（現地視察、環境影響評価準備書事業
者説明及び審議）

7月29日 審議会（環境影響評価準備書答申案審議）